

ご存じですか？

せいねんこうけん
成年後見制度って何？

認知症、知的障がい、精神障がいなどのため、判断能力が十分でない方の日常生活を支援する仕組みです。具体的には、不動産や預貯金などの財産の管理、介護サービスや医療機関との契約、自分で判断することが難しい契約の締結や自分に不利な契約の取消しなどを代わりに行います。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

ほうていこうけん
法定後見制度

本人の判断能力の程度などに応じて、家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任して、本人を支援します。

にんいこうけん
任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、あらかじめ後見人になってもらいたい方（任意後見人）を自分で選んで、支援してもらう内容を契約する制度です。

成年後見制度

日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

区分	日常生活自立支援事業 (愛称：あんしんねっと)	成年後見制度 (法定後見)
対象者	一定程度の判断能力があるが、十分でないため、自分で様々なサービスを適切に利用することが難しい方	後見判断能力に欠ける方 保佐判断能力が著しく不十分な方 補助判断能力が不十分な方
利用方法	本人と基幹的社会福祉協議会（宮古市社会福祉協議会）との契約	家庭裁判所に申立て
担い手	宮古地域福祉権利擁護センター（宮古市社会福祉協議会内）の専門員と、田野畑の生活支援員が支援	家庭裁判所より選任された後見人（弁護士、社会福祉士、司法書士、親族等）が支援
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用手続きや書類の確認など ●日常的な生活費の管理 ●年金証書や預貯金通帳などの保管 	<ul style="list-style-type: none"> ●身上監護（施設入所契約、医療契約、介護契約など） ●財産管理（不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など）

※日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それにとまなう日常的な金銭管理などを行う事業です。本人に契約出来るだけの判断能力がなくなってきた場合は、**成年後見制度** につなげます。